

# 中国最高人民法院の指導的案例にみる 専利権の保護範囲の確定

後 藤 未 来\*

**抄 録** 中国において、新規な技術方案である発明及び実用新案に対しては専利権が付与され得る。この専利権の保護範囲の確定に関して、これまでに各級の人民法院における多数の案例の蓄積がある。その中でも「指導的案例」は、普遍的・指導的意義のある法律適用問題を含むとして最高法院により特に選出された案例である。本稿は、23件の「指導的案例」において示された最高法院の判断を整理し、近時の裁判実務の動向に対する示唆を得ようとするものである。

## 目 次

1. はじめに
2. クレームの内容と専利権の保護範囲
  2. 1 「全面覆盖原則」
  2. 2 均等論
  2. 3 技術的特徴の把握
3. クレーム内容の確定
  3. 1 内部証拠
  3. 2 外部証拠
  3. 3 侵害訴訟における釈明
4. クレーム形式に特有の考慮
  4. 1 「使用環境」に係る特徴を含むクレーム
  4. 2 「閉鎖式」のクレーム
  4. 3 方法クレームとステップの順序
5. クレームが不明確な場合
6. 禁反言の原則
  6. 1 当事者による援用の要否
  6. 2 「修正又は意見陳述」の形式的範囲
  6. 3 修正又は意見陳述による「放棄」
  6. 4 被従属クレームの無効と「放棄」
7. 公知技術の抗弁
  7. 1 対比の対象
  7. 2 対比の方法・内容
8. おわりに

## 1. はじめに

中華人民共和国（以下「中国」という。）において、新規な「技術方案」<sup>1)</sup>である発明及び実用新案に対しては専利権が付与され得る<sup>2)</sup>。本稿の目的は、「技術方案」に係る専利権の保護範囲に関し、主として中国最高人民法院（以下「最高法院」という。）の「指導的案例」において明らかにされた諸準則<sup>3)</sup>を整理することにある。本稿にいう「指導的案例」とは、最高法院によって2008年以降毎年公表されている年度報告<sup>4)</sup>に掲載された案例を指す<sup>5)</sup>。これらはいずれも、最高法院の案例の中から普遍的・指導的意義のある法律適用問題を含むとして最高法院により選出された案例であり、その公表により法律適用基準の統一に資すること等が期待されている<sup>6)</sup>。なお、本稿にいう「指導的案例」の中には、最高法院の法官<sup>7)</sup>による注釈（以下「法官注釈」という。）が付されているものがある<sup>8)</sup>。法官注釈は、当該案例で示された最高法院の判断を理解する上での貴重な示唆を含んで

\* 弁護士・ニューヨーク州弁護士  
Miki GOTO

おり、以下適宜言及する。

これまでに公表された年度報告（2008年度から2012年度までの計5部）に掲載された「指導的案例」のうち、（侵害訴訟段階での）専利権の保護範囲の確定に係るものは23件ある（ただし先使用権に係るものは除く。）。以下、これら23件の「指導的案例」において明らかにされた諸準則を、主要な論点ごとに整理・分析する。

## 2. クレームの内容と専利権の保護範囲

中国専利法（以下「専利法」という。）59条によれば、「技術方案」に係る専利権の保護範囲は、クレーム（原語は「权利要求」。）の内容を基準とする。本章では、クレームの内容がどのように専利権の保護範囲（ないしは侵害の成否判定）の基準となるかに関し、基本となる諸準則を整理する。その上で、後記第3章及び第4章において、クレーム内容の確定に関わる諸準則を整理する。

### 2.1 「全面覆盖原则」

「最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释」（2009年に制定された最高法院の司法解釈であり<sup>9)</sup>、以下「2009年司法解釈」という。）7条1項は、被疑侵害物件が専利権の保護範囲に入るか否かの判断において、クレームに記載の全ての技術的特徴を審査すべき旨を規定する。一般に「全面覆盖原则」<sup>10)</sup>と呼ばれる準則である。この規定により、いわゆる「多余指定原则」（クレームに記載された技術的特徴のうち、必要な技術的特徴のみをもって専利権の保護範囲を確定する原則である<sup>11)</sup>。）は否定されたことになる<sup>12)</sup>。

「全面覆盖原则」の下で、被疑侵害物件が、クレームに記載の全ての技術的特徴と同じ又は「均等」（原語は「等同」。）な技術的特徴を含む場合、専利権の保護範囲に入る（2009年司法解

釈7条2項）。他方、被疑侵害物件が、クレームに記載の技術的特徴の一つ以上を欠くか、あるいは一つ以上の技術的特徴が同じでも均等でもない場合、専利権の保護範囲には入らない（同項）。これら準則の具体的な適用を巡っては以下の論点がある（均等の要件等については次節を参照。）。第一に、被疑侵害物件が、（クレームに記載の技術的特徴に加えて）他の技術的特徴を有していることは、侵害の成否に影響を与えるか。（2012）民申字第137号において、最高法院は、「全面覆盖原则」の下で、被疑侵害物件が他の技術的特徴を有しているか否かは考慮の必要がないとした。第二に、被疑侵害物件が、クレームに記載の技術的特徴を欠くことによって、（専利技術方案と比べ）技術的效果において劣る場合に侵害が成立するか。（2008）民提字第83号において最高法院は、被疑侵害物件がクレームに記載された一つ以上の技術的特徴を欠く場合、それによって技術的效果の改悪がもたらされるか否かによらず侵害は成立しない旨を判示した。なお、同様の事案において、文言侵害は不成立としても、なお均等侵害が成立し得るかという問題もある。均等の要件を満たす限り侵害が認められるとの指摘もあるが<sup>13)</sup>、法官注釈は、被疑侵害物件がクレームの一つ以上の技術的特徴を欠く場合、その技術的特徴と基本的に同じ手段が存在しないこととなり、均等の問題に触れることなく非侵害と認定すべき旨を説明する<sup>14)</sup>。第三に、被疑侵害物件が、クレームに記載の技術的特徴の一部を欠くが、他の構成要件間の相互作用によって当該欠落した技術的特徴の機能・効果を実現する場合はどうか。この場合に、侵害が成立するとの指摘もあるが<sup>15)</sup>、法官注釈では、もたらされる技術的效果の異同や優劣によらず、（被疑侵害物件がクレームと同じ又は均等な技術的特徴を欠くことのみによって）非侵害であるとされる<sup>16)</sup>。

## 2.2 均等論

上記のとおり、被疑侵害物件が専利技術方案と均等な技術的特徴を有する場合も、専利権の保護範囲に入る<sup>17)</sup>。「最高人民法院关于审理专利权纠纷案件适用法律问题的若干规定」(2001年に制定された最高法院の司法解釈であり、以下「2001年司法解釈」という。)17条2項によれば、均等な特徴とは、(i)クレームに記載の技術的特徴と基本的に同じ手段により、基本的に同じ機能を実現し、基本的に同じ効果をもたらす、かつ(ii)当業者が創造的な労働を経ることなく連想できる特徴をいう<sup>18)</sup>。

均等と認められるためには、上記(i)及び(ii)の条件がいずれも満たされる必要がある<sup>19)</sup>。また、均等論の適用においては、クレームを構成する各技術的特徴について、被疑侵害物件の対応する技術的特徴がそれと均等か否かを判断すべきであり、クレームの技術方案全体と被疑侵害物件とを対比・判断するのではない<sup>20)</sup>。なお、均等論の適用は、禁反言の原則によって制限され得る(後記第6章参照)。

### (1) 要件(i)<sup>21)</sup>

要件(i)について比較的詳細な判断を示した先例として、(2009)民申字第1562号がある。本件は、はるさめ加工用の麺揉み機に係る実用新案専利CN2819822Y号の侵害訴訟である。本件クレーム1の技術的特徴のうち、次の二つについて均等論の適用が問題となった。一つは、「前記排出口(図1の「4」)の上方に位置する台座上に、互いにつながった二つのU形麺揉み器(図1の「7」と「8」)を並べて設置し、その内一つの底部が前記排出口とつながっている」(技術的特徴5)である。もう一つは、「各U形麺揉み器(図1の「7」と「8」)の上方に置かれた台座上に、各一つの麺揉みハンマーを設け(図1の「9」と「10」)、当該二つの麺

揉みハンマーの支持台(図1の「11」)は、クランク・コネクティングロッド機構(図1の「12」)を通じて駆動モータ(図1の「2」)の動力軸と接続する」(技術的特徴6)である。

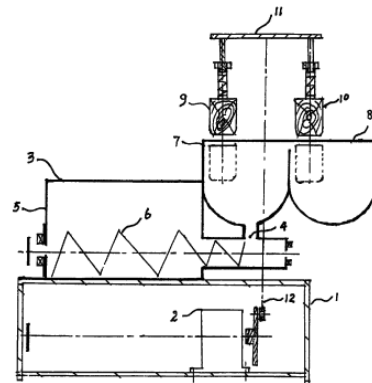


図1 本件実用新案の構成図

最高法院の認定によれば、技術的特徴5において、麺揉み器(図1の「7」と「8」)はホッパー(図1の「5」)の排出口(図1の「4」)の上方に設けられており、麺塊は、らせん状コンベア(図1の「6」)の機能によって、麺揉み器内に押し込まれる。これに対して、被疑侵害物件では、麺揉み器は、ホッパーの排出口より下方に設けられ、重力とらせん状コンベアの二つの機能によって麺揉み器内に運ばれる。最高法院は、技術的特徴5と被疑侵害物件とが麺揉み器とホッパーの位置関係において相違するとした上で、この相違を次のように評価し、両者が基本的に同じ手段を採用し、基本的に同じ機能を実現し、基本的に同じ効果を達成していると認定した。すなわち、被疑侵害物件は、ホッパーを麺揉み器の上方に設けることで、麺塊の重力を利用してはいる。しかし、重力だけに依拠し、らせん状コンベアによる押し出しを利用しなかった場合、麺塊が簡単には流動しないという性質に照らし、麺塊を麺揉み器に運ぶ目的を実現するのは困難である。したがって、被疑侵害物件は、実質的にらせん状コンベアを利用して、麺塊を(ホッパーの)排出口から麺揉み



器に運んでいる。最高法院は、さらに要件(ii)の充足を認定し、技術的特徴5に関して被疑侵害物件は専利技術方案と均等だと結論した。

次に技術的特徴6について、最高法院の認定によれば、専利技術方案と被疑侵害物件とは次の点で相違する<sup>22)</sup>。すなわち、専利技術方案では、二つの麵揉みハンマーが一つの支持台を共有し、クランク・コネクティングロッド機構と動力駆動装置によって二つの麵揉みハンマーを同方向に上下往復運動させるのに対し、被疑侵害物件では、二つの麵揉みハンマーの各々が(梘子によって互いに接続された)支持台を一つずつ有し、その内一つの麵揉みハンマーの支持台が、クランク・コネクティングロッド機構と動力駆動装置によって、二つの麵揉みハンマーを逆方向に上下往復運動させる。この相違について、最高法院は、麵揉みハンマーの動作原理及び運動方式の観点からは、明らかに異なる技術的手段が採用されており、「基本的に同じ手段」とは認定できないとした。また最高法院は、被疑侵害物件は、(動力駆動装置によって一つの麵揉みハンマーの支持台だけを駆動することで)相対的に仕事率の小さい駆動モータを使用することができ、また梘子の原理を利用して二つの麵揉みハンマーを逆方向に上下往復運動させて無駄な仕事を省いており、クレームの技術的特徴6とは技術的效果においても明らかに異なるとした。最高法院は、さらに、要件(ii)の充足も否定し、技術的特徴6に関して、被疑侵害物件は専利技術方案と均等ではないと結論した。

## (2) 要件(ii)

要件(ii) (「当業者が創造的な労働を経ることなく連想できる」)について、その具体的意義、及び判断基準時が問題となる。まず、「創造的な労働を経ることなく連想できる」の意義について、具体的には、「創造性」(専利法22条)と同義か否かを巡る見解の対立がある<sup>23)</sup>。中国で

は「創造性」と同義だとする見解がとられているとの指摘がある一方<sup>24)</sup>、(2009)民申字第1562号において最高法院が用いた「显而易见」の字義等に照らし、「(創造的な労働を経ることなく連想できる)は」(「創造性」の水準よりも低いと解する見解もある<sup>25)</sup>。また、判断基準時(どの時点の知識水準を基準に判断するか)について、最高法院民事裁判第三庭は、「侵害発生時における当該専利の属する領域における平均的な知識水準」を基準とすべきとの見解をとる<sup>26)</sup>。学界でも、侵害発生時を基準とする立場が通説のようである<sup>27)</sup>。

## 2. 3 技術的特徴の把握

上述の「全面覆盖原則」の下で、クレームの各技術的特徴について、被疑侵害物件がそれと同じ又は均等な技術的特徴を有するか否か判断される。この判断の前提として、クレームを技術的特徴に分節する作業が行われる<sup>28)</sup>。次の事例では、この技術的特徴への分節をいかに行うかが問題となった。すなわち、「多機能自動ボクシング訓練器」に係る実用新案専利CN2774586Y号の侵害訴訟である(2012)民申字第137号において、クレーム1に記載の「5つの標的」(図2参照。)に関し、9つの標的を有する被疑侵害物件が、専利技術方案と同じ又は均等な技術的特徴を有するといえるか争われた。

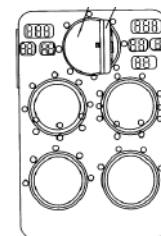


図2 本件実用新案の正面図

一審法院は、被疑侵害物件の9つの標的と、クレームの「5つの標的」とを比較し、両者は同一でも均等でもない判断した(二審法院も

これを支持。)。これに対し、最高法院は、クレームに記載の各標的は、(打撃時において)単独で作用を発揮するものであるから、5つの標的をもって一つの技術的特徴とすることはできず、頭部標的、腹部標的、及び腰部標的に分解して考えなければならないとした。その上で、被疑侵害物件は、それら(分解された)各標的と同じ又は均等な標的を有しており、クレームの「5つの標的」と同じ又は均等な技術的特徴を有すると判示した。この判断において、最高法院は、クレームの技術的特徴を把握する際、一般に、一つの独立した技術的機能を実現し得る単位をもって一つの技術的特徴とみなすべきであり、異なる技術的機能を実現する複数の単位をもって一つの技術的特徴とみなすべきではないとの準則を示したと理解される<sup>29)</sup>。

### 3. クレーム内容の確定

2009年司法解釈2条は、クレーム内容の確定が、クレームに記載に基づき、明細書・添付図面を読んだ当業者<sup>30)</sup>のクレームに対する理解も併せて行われるべき旨を規定する。これは、クレーム内容の確定が、クレームの解釈を通じて行われるべきこと、その解釈が当業者の観点から行われるべきことを明らかにしたものとされる<sup>31)</sup>。このクレーム解釈においては、種々の資料が用いられる。以下では、クレーム解釈に用いられる資料、その利用態様という観点から、関係する諸準則を整理する。

#### 3.1 内部証拠

クレームの解釈は、明細書・添付図面、専利請求の範囲(原語は「権利要求書」)中の関係するクレーム、包袋(原語は「審査档案」)を用いて行うことができる(2009年司法解釈3条1項1文)。ここに挙げられた資料は、「内部証拠」と呼ばれる。

#### (1) 明細書・添付図面

明細書・添付図面を用いることの意義について、法官注釈は次のように述べる<sup>32)</sup>。すなわち、クレームに記載の技術用語を解釈する際には、明細書・添付図面に記載された背景技術、発明の目的・内容、有利な効果、具体的な実施方式等の内容を併せて、正確かつ全面的にクレームが規定する技術方案の全体を理解し、その上で、技術用語の意義を正確に理解すべきである。以下、「指導的案例」に現れた、明細書・添付図面の利用のあり方、及びその限界を具体的にみる。

##### 1) 明細書の記載と整合的な解釈

次の3つの案例は、クレームの文言につき複数の解釈の可能性がある場合において、明細書・添付図面中の特定の記載内容を参酌し、それと整合するように当該文言の解釈が行われた例である。まず、(2009)民申字第1622号では、実用新案専利CN2902924Y号のクレーム1に記載の「一つの台形端面構造体」(原文は「一梯形端面的框架体」)が、構造体の横断面が「台形」であることを指すのか、それとも構造体内側の一つの端面が「台形」であることを指すのか争われた。最高法院は、「構造体」に関する明細書の記載内容、及び添付図面1(図3参照)を次のように評価し、上記クレーム文言は、構造体の横断面が「台形」であることを指すと解すべきだとした。

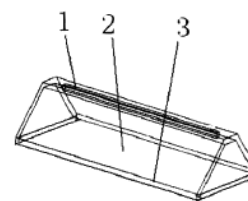


図3 本件実用新案の構成図

すなわち、明細書中の「その結合は、台形断面を有する一つの構造2」との記載について、

通常理解によれば、当該「2」は添付図面1の記号「2」を指し、また、「構造」という文言の後ろに置かれていることから、(この「2」は)「構造」を指す(すなわち「断面」や「端面」を指すものではない)。

(2010)民申字第871号では、実用新案専利CN2707877Y号のクレーム1の「竹、木、植物繊維」という文言が、「竹、木、及び植物繊維」を意味するのか、「竹、木、又は植物繊維」を意味するのか争われた。最高法院は、クレームの記載内容について異なる理解があり、その保護範囲について争いが生じた場合、明細書・添付図面を用いてクレームを解釈することができるとした。その上で、上記クレームの文言だけでは、(竹と木と食物繊維の)三者の関係が「及び」なのか「又は」なのか判断し難く、明細書の関連する記載を併せて解釈すべきであり、明細書の記載内容に照らせば「又は」の関係にあると解されるとした。

また、(2009)民提字第20号では、発明専利CN1060336C号のクレーム1の「活性カルシウム」(原語は「活性鈣」)が、(被疑侵害物件の対応する構成である)「グルコン酸カルシウム」(原語は「葡萄糖酸鈣」)を含むか争われた。最高法院は、明細書中に「活性カルシウム」と「グルコン酸カルシウム」とが並列に記載されていることを一つの根拠として、クレームの「活性カルシウム」は「グルコン酸カルシウム」を含まないと解すべきだとした。

## 2) 明細書中の特別な定義

明細書が、クレームの用語について特別な定義をしている場合、その特別な定義に従う(2009年司法解釈3条1項2文)<sup>33)</sup>。金属砂の生産方法に係る発明専利CN1189274C号の侵害訴訟である(2010)民申字第979号において、クレーム1に記載の「二段階粉碎」の解釈が争われた。最高法院は、当該文言については関連する技術

領域において明確な定義がない一方、明細書がその意義を明らかにしており、かつその定義がクレームの保護範囲を明確にするものであるとして、当該明細書の定義に従って(「先に粗い粉碎を行いその後細かい粉碎を行うという二段階の粉碎」を意味するものとして)理解すべきだとした。

## 3) 明細書の利用の限界

以下の「指導的案例」にみるように、クレーム文言の意義を明確に理解でき、明細書がその文言の意義を特に定義していてもいない場合、明細書の関連する記載内容をもって当該文言の意義を修正ないし限定解釈することは否定される。

(2012)民提字第3号において、発明専利CN1136090C号のクレーム1の「プラスチック膜の表面を0.04-0.09mmの厚さの凹凸面に形成する」という文言が、(形成される)凹凸面の厚さが0.04-0.09mmであることを意味するのか、プラスチック膜自体の厚さが0.04-0.09mmであることを意味するのか争われた。最高法院は、次のように述べて、結論として形成される凹凸面の厚さが0.04-0.09mmであることを意味するとした。すなわち、クレーム文言の意義を当業者が明確に確定でき、かつ明細書がそれについて特別な定義をしていない場合、クレームの記載自体に対する当業者の理解を基準とすべきで、明細書の記載によってクレームの記載を否定すべきではない。但し、クレーム文言の記述に明らかな誤りがあり、当業者が、明細書・添付図面の関連する記載に基づいて明確かつ直接に、また疑問の余地なく当該文言の意義を修正することができる場合には、当該文言の明確な誤りを修正することができる。本件において、クレームの上記文言は、明確かつ完全であり、プラスチック膜表面の凹凸面の厚さが0.04-0.09mmであることを指す。本件の明細書は、上記技術的特徴に対して詳細な説明をして



おらず、また、プラスチック膜の厚さを限定してもいない。明細書の実施例には、プラスチック薄膜の厚さの区別が0.04mm、0.09mm及び0.07mmである旨の言及があるが、このことをもって簡単にクレームの上記文言に明確な誤りがあるとする根拠はない。

(2011)民申字第1318号では、実用新案専利CN2812328Y号のクレーム1の「定位溝」(図4の「31」に相当。)について、その幅を、明細書・添付図面の記載内容に基づき限定解釈すべきか争われた。

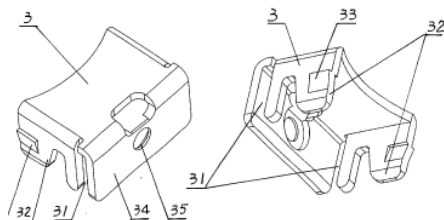


図4 本件実用新案の略図

すなわち、本件明細書の添付図面には、「定位溝」の幅が、「台形溝フレーム」(図5の「10」に相当。)の左端の厚さと略等しく描かれているところ、これを根拠に、クレームの「定位溝」を、その幅が「台形溝フレーム」の左端の厚さに等しいものに限定解釈すべきか争われた<sup>34)</sup>。

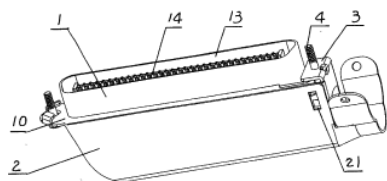


図5 本件実用新案の略図

最高法院は、次のような理由を述べて、クレームの「定位溝」を限定解釈することはできないとした。すなわち、一般に、クレームに記載のない技術的特徴は、明細書・添付図面に記載されていても、クレームの保護範囲を限定するのに用いるべきではない。本件クレームの「定

位溝」の意義は明確であり、また、明細書が「定位溝」の意義を特に定義していない以上、クレームの記載自体から確定される内容を基準とすべきであり、クレームに記載されていない内容をクレームに取り込むべきではない。

(2011)民提字第64号、及び(2011)民提字第248号では、いずれもクレームの実施例限定解釈が否定された。最高法院は、前者の事例において、明細書・添付図面を用いてクレームを解釈する際、明細書・添付図面における例示的な記載によって専利権の保護範囲を限定することはできない旨を判示した。また、後者の事例において、明細書がクレームの用語を特別に定義していない場合、一般に当業者の通常理解に基づいて(当該用語を)解釈すべきであり、簡単に明細書の具体的な実施方式に体现される内容に限定すべきではない旨を判示した。

#### 4) 寄付原則

明細書・添付図面のみに記載され、クレームには記載されていない技術方案を、専利権の保護範囲に取り込むことはできない(2009年司法解釈5条)。一般に「寄付原則」(原語は「捐献原則」)と呼ばれる準則である。「寄付原則」によれば、例えば、クレームに「三つの刃片からなる刃」と記載されている場合、明細書に刃片の数が八つでもよいと記載されていたとしても、「八つの刃片からなる刃」を当該専利権の保護範囲に取り込むことはできない<sup>35)</sup>。

#### (2) 他のクレームの内容

あるクレームの内容を解釈する際に、(同じ専利請求の範囲に記載された)他のクレームの内容が考慮されることがある。例えば、上記(2009)民申字第1622号では、他のクレームの用語に対する解釈との整合性が考慮された。具体的に本件では、実用新案専利CN2902924Y号のクレーム1に記載の「一つの台形端面構造体」

(原文は「一梯形端面的框架体」。)が、構造体の横断面が「台形」であることを指すのか、それとも構造体内側の一つの端面が「台形」であることを指すのか争われた。最高法院は、異なるクレーム中の同一の用語は、同義に解釈するのが原則だとした上で、クレーム2の「台形端面構造」(原文は「梯形端面框架」。)における「台形」は明らかに構造体の横断面が「台形」であることを意味しており、クレーム1の「台形」もそれと同義に解釈すべきだとした。

また、(2009)民提字第20号において最高法院は、発明専利CN1060336C号のクレーム1が「閉鎖式」クレームであるか否かの判断において、その従属クレーム2の内容、及びクレーム1はその従属クレーム2よりも広いはずであることを考慮した(判断内容の詳細は、後記第4.2節を参照。)。以上の他、法官注釈は、従属クレームにおいて付加された技術的特徴を併せて、被従属クレームの文言の解釈の正確性をさらに検証するという例を挙げる<sup>36)</sup>。

### (3) 包 袋

包装袋は、公衆が閲覧可能であること、また、クレームの用語は、出願手続中と侵害訴訟中とで同じ意義を有すべきことから、クレーム解釈における重要な資料の一つとされる<sup>37)</sup>。包装袋を用いてクレーム解釈が行われた案例として、以下のものがある。上記(2009)民申字第1622号では、専利権者が無効審判(専利法45-47条。)において、実用新案専利CN2902924Y号に係る考案の創造性の根拠として「この種の台形端面によって、材料を最大限節約できる」との陳述を行い、専利複審委員会も当該陳述に基づいて専利権を維持したことから、上記陳述は本件訴訟において拘束力を有するとして、クレーム1の「一つの台形端面構造体」は、構造体の横断面が台形であることを指すと解すべきだとされた。

上記(2009)民提字第20号では、発明専利

CN1060336C号の原クレームの「可溶性カルシウム剤」(原語は「可溶性钙剂」。)から修正された「活性カルシウム」という文言が、(被疑侵害物件の対応する構成である)「グルコン酸カルシウム」を含むか争われた。上記クレームの修正は、(原クレームの)「可溶性カルシウム剤」という概念が可溶性でカルシウムを含む各種の物質を包含する一方、明細書には「グルコン酸カルシウム」と「活性カルシウム」の実施例しか記載されておらず、明細書のサポートを欠くとする(審査官からの)修正要求に応じてなされた経緯があった。最高法院は、結論としてクレームの「活性カルシウム」は「グルコン酸カルシウム」を含まないと解し、その根拠の一つとして、専利権者が行った上記修正の経緯、その修正時の意見陳述において専利権者が「活性カルシウム」は「グルコン酸カルシウム」を含むと説明しなかったことを挙げた。

(2011)民申字第1309号では、(分割出願のクレーム解釈における)「特殊な包袋」としての親出願書類の利用が問題となった。具体的に本件では、分割出願(発明専利CN1789612A号)のクレーム1に記載の「型枠板ブロック」(原語は「分块模壳板」。)の意義が争われ、専利権者は、(分割出願の)明細書の記載を根拠に、「型枠板ブロック」は、上底あるいは側壁のみから構成することもできると主張した。最高法院の認定によれば、専利権者が依拠する(分割出願の)明細書の記載は、親出願では未公開であった。最高法院は、親出願は分割出願にとっての「特殊な包袋」を構成し、親出願において未公開の内容は、分割出願において主張する権利の根拠とはできないとして、専利権者の主張を退けた。

## 3. 2 外部証拠

2009年司法解釈3条2項は、同1項所定の方法によってもクレームの意義を明確にできない場合、辞書、教科書等の公知文献や、当業者の



通常理解を併せて、解釈することができる旨を規定する。これらの資料は、「外部証拠」と呼ばれることがあり、一般には同条1項の「内部証拠」によってはクレームを明確に解釈できないときに初めて用いられるものとされる<sup>38)</sup>。

### 3. 3 侵害訴訟における釈明

上記(2009)民申字第1562号では、侵害訴訟の審理における専利権者の釈明を用いてクレーム解釈が行われた。本件では、実用新案専利CN2819822Y号のクレーム1に記載の「各U型麵揉み器の上方に置かれた台座上に各一つの麵揉みハンマーを設け、当該二つの麵揉みハンマーの支持台は、クランク・コネクティングロッド機構を通じて駆動モータの動力軸と接続する」(技術的特徴6)の解釈が争われた。専利権者は、侵害訴訟の証言聴取手続きにおいて、技術的特徴6に関し、「動力駆動装置」が「クランク・コネクティングロッド機構」を通じて二つの「麵揉みハンマー」を同方向に上下往復運動させる旨の釈明を行った。最高法院は、この釈明が、対応する技術内容に係るクレームの記載を逸脱するものではなく、明細書・添付図面の関連する記載とも合致するとし、技術的特徴6を専利権者の上記釈明の趣旨に沿って限定解釈した。

## 4. クレーム形式に特有の考慮

### 4. 1 「使用環境」に係る特徴を含むクレーム

クレームにおいて、発明の主題そのものに関する技術的特徴に加えて、その使用される背景や条件(以下「使用環境」という)に係る技術的特徴が記載されることがある。(2012)民提字第1号では、この「使用環境」に係る特徴がクレームの保護範囲を限定する作用の有無、及びその程度が問題となった。最高法院は、まず、既にクレームに記載した使用環境に係る特徴

は、クレームの保護範囲を限定する作用を有するとした。また、使用環境に係る特徴がクレームの保護範囲を限定する程度について、一般的な状況では、保護対象となる主題がその使用環境でも使用可能であると理解すべきである(必ずその使用環境で使用しなければならないわけではない)が、専利請求の範囲・明細書・包装を読んだ当業者が、当該保護対象がその使用環境で用いられなければならないと明確かつ合理的に認識できる場合はその限りでないとした。本件で問題となった発明専利CN1095781C号のクレーム1の使用環境に係る特徴について、最高法院は、結論として(クレーム1に係る発明は)当該使用環境に係る特徴において使用されなければならないと解した。その際、本件専利の出願手続きにおいて専利権者が、当該使用環境に係る特徴を根拠に本件発明を引用文献と差別化したことが考慮された。

### 4. 2 「閉鎖式」のクレーム

#### (1) 「閉鎖式」のクレームとは

専利審査指南は、組成物(原語は「組合物」)の発明のクレームを、その記載形式に応じて、「開放式」のクレームと「閉鎖式」(原語は「封闭式」)のクレームに分類する。同指南によれば、「閉鎖式」クレームは、「由…組成」(「…から構成される」の意。),「組成為」,「余量为」等の形式で記載され、クレームされた組成物がそこに記載された成分のみで構成され、通常量の不純物を除き他の成分を含まないことを表すものとされる。

専利審査指南に例示された以外の形式で記載されたクレームが、「閉鎖式」クレームと解されるかが問題となった次の事例がある。すなわち(2009)民提字第20号において、発明専利CN1060336C号のクレーム1の「下記の重量比原料から生成される薬剤:活性カルシウム4-8, グルコン酸亜鉛0.1-0.4, グルタミン又は

グルタミン酸0.8-1.2。」<sup>39)</sup>との記載を「閉鎖式」として理解すべきか争われた。最高法院は、次の2点を考慮し、結論として「閉鎖式」ではなく「開放式」と理解すべきだとした。第一に、当該記載が、専利審査指南の例示する「閉鎖式」クレームの形式に属さないことを考慮した。第二に、上記クレーム1の従属クレーム2との関係を考慮した。すなわち、最高法院は、一般に従属クレームは被従属クレームに対してさらに限定を加えるものだとした上で、本件従属クレーム2は「クレーム1の薬剤が散剤あるいは口服液」と規定しており、明らかにクレーム1に列挙された成分以外の成分を含むから、(当該従属クレーム2よりも広いはずの)クレーム1も当該列挙された成分以外の成分を含むことができると解されるとした。

## (2) 保護範囲—文言侵害

侵害訴訟において、「閉鎖式」クレームに係る専利権の保護範囲をいかに解すべきかという問題がある。具体的には、「閉鎖式」クレームに係る専利権について、クレームに規定された要素(例えば「由…組成」における「…」の部分)のみによって構成されるものだけがその保護範囲に入るのかという問題である。

(2012)民提字第10号において、発明専利CN1284525C号のクレーム2の「アデノシン3リン酸2ナトリウムと、塩化マグネシウムとから構成される」(原文は「由三磷酸腺苷二钠与氯化镁组成」。)という技術的特徴に関し、クレームに記載の成分以外に「賦形剤」<sup>40)</sup>であるアルギニン及び炭酸水素ナトリウムを含む被疑侵害物件が、専利権の保護範囲に入るかが争われた。最高法院は、まず、一般に「閉鎖式」クレームに係る専利権の保護範囲について、クレームに記載された要素以外の要素は含まれないと解すべきだとした。次に、(本件クレームのような)組成物に係る「閉鎖式」クレームの保護

範囲について、専利審査指南の関係規定を参照すべきだとし、クレームされた組成物は、クレームに規定された成分のみからなる組成物であり、通常量の不純物以外に他の成分を含むことはできないと判示した。その上で、本件被疑侵害物件については、そこに含まれる「賦形剤」は不純物には当たらず、本件「閉鎖式」クレームの保護範囲には入らないとした。

## (3) 保護範囲—均等論

上記(2012)民提字第10号では、「閉鎖式」クレームに対する均等論の適用可否も問題となった。具体的には、本件クレーム2に記載された要素以外に「賦形剤」を含む被疑侵害物件が、均等論の適用により、本件クレームの保護範囲に入るか争われた。最高法院は、次のような理由を述べて、結論として均等論の適用を否定した。すなわち、クレームにおいて「由…組成」という「閉鎖式」の表現方式を採用したこと自体、専利権者が、クレームに規定されていないその他の要素を専利権の保護範囲から明確に除外したことを意味する。均等論の適用によって、専利権者がそのように明確に除外した要素を再び「閉鎖式」クレームの保護範囲に含め、被疑侵害物件をクレームと全体として均等と認定することは、均等論の基本目的に合致せず、技術的特徴の均等に係る規定にも合致しない。

## 4. 3 方法クレームとステップの順序

方法の発明に係るクレームにおいて、(クレームの文言上は)ステップの順序が明確には特定されていない場合に、そのステップの順序によってクレームが限定されるかという問題がある。(2008)民申字第980号において、最高法院は、クレームがステップの順序を明確に限定していないことをもって(クレームに対する)その順序の限定作用を考慮しないとするのではなく、明細書・添付図面、包装、クレームに記載

の技術方案全体、及び各ステップ間の論理関係を併せて、当業者の観点から、各ステップが特定の順序に従って実施されるべきか否かを確定すべきだとした。本案例に付された法官注釈によれば、クレームがステップの順序によって限定されるか否かを確定する際、明細書・添付図面、包袋、及び発明が解決しようとする技術課題や実現される効果が考慮される。例えば、ある順序で実施した場合に当該発明の解決課題を解決できず、明細書に記載の技術効果を実現できない場合、そのような順序での実施形態が専利権の保護範囲に入るとは認定できない<sup>41)</sup>。また、クレームがステップの順序により限定されたとした場合の具体的な実行順序の確定において、クレームに記載の順序がそのまま実行順序とみなされるわけではない<sup>42)</sup>。

## 5. クレームが不明確な場合

侵害訴訟において、以上で述べたような方法によってもなおクレームの内容を明らかにすることが出来ない場合の処理が問題となる。一方で中国では、侵害訴訟における専利無効の抗弁が認められておらず<sup>43)</sup>、専利の有効性を争うには無効審判による必要がある（中国でも、クレームの内容が不明確であることは専利の無効事由である<sup>44)</sup>）。他方で、専利の無効性に依拠することなく、クレーム内容の不明確性を直接の根拠に侵害が否定され得る。すなわち、(2012)民申字第1544号において、最高人民法院は、専利権の保護範囲を正確に確定することは、侵害の成否判定の前提条件であり、保護範囲が明らかに不明確な専利権については、被疑侵害物件が侵害を構成するとは認定できない旨を判示した。

## 6. 禁反言の原則

2009年司法解釈6条は、専利出願人・専利権者が、権利付与又は無効審判手続きにおいて、クレーム・明細書の修正又は意見陳述によって

放棄した技術方案については、専利侵害訴訟において（専利権者が）改めて専利権の保護範囲に含めようとしても人民法院は支持しない旨を規定する。一般に「禁反言」(原語は「禁止反悔」)と呼ばれる原則である。以下、禁反言の適用に関し、「指導的案例」において示された判断を整理する。

### 6.1 当事者による援用の要否

侵害訴訟において、被疑侵害者が禁反言の適用を主張していない場合に、人民法院が自発的にこれを適用することができるか。(2009)民申字第239号において、最高人民法院は、被疑侵害者が禁反言の適用を主張していない場合であっても、人民法院は、禁反言の適用によって均等の範囲に必要な制限を加え、専利権の保護範囲を合理的に確定できる旨を判示した。その理由として、最高人民法院は、専利権者と公共の利益とのバランスを維持するために、人民法院による自発的な禁反言の適用を制限すべきでないことを挙げた。

### 6.2 「修正又は意見陳述」の形式的範囲

禁反言の適用を基礎づける「修正又は意見陳述」の形式的範囲が問題となる。具体的には、第一に、「修正又は意見陳述」が、技術方案の新規性・創造性の要件をクリアするためになされたものに限られるか問題となる<sup>45)</sup>。上記(2009)民提字第20号では、サポート要件をクリアするためになされた修正・意見陳述に対する禁反言の適用可否が争われ、最高人民法院は結論として禁反言の適用を認めた。上記のとおり本件では、出願手続きにおいて、原クレームが明細書のサポートを欠くとする（審査官からの）修正要求に応じて、(原クレームの)「可溶性カルシウム」が「活性カルシウム」に修正された経緯があった。争点は、被疑侵害物件の「グルコン酸カルシウム」を（修正後クレームの）「活



性カルシウム」と均等とすることが、禁反言により制限されるかである。最高法院は、禁反言の適用を認め、専利権者は上記クレームの修正により「グルコン酸カルシウム」を含む技術方案を放棄したものであり、「グルコン酸カルシウム」を（修正後クレームの）「活性カルシウム」と均等とすることはできないと判示した。本案例に付された法官注釈によれば、（サポート要件に限らず）一般に専利性に関係する全ての「修正又は意見陳述」について、禁反言の適用が可能である<sup>46)</sup>。

第二に、専利権者が他の専利の権利付与や無効審判の手中に行った意見陳述に対して、禁反言は適用されるか。法官注釈によれば、専利権はそれぞれ独立であり、出願人・権利者が他の専利の手中において行った意見陳述は本件専利の権利付与・権利維持とは関係がないことから、一般には禁反言の適用は否定される<sup>47)</sup>。

なお、クレーム・明細書に対する「修正又は意見陳述」が、自発的になされたものか、審査官の求めに応じてなされたものかは、禁反言の適用において関係がない<sup>48)</sup>。

### 6. 3 修正又は意見陳述による「放棄」

クレーム・明細書に対する修正又は意見陳述によって、ある技術方案が「放棄」されたか否かは、事案の具体的事実に応じて実質的に判断されている。上記(2009)民提字第20号では、(原クレームの)「可溶性カルシウム剤」を「活性カルシウム」とする修正が、「グルコン酸カルシウム」を含まないように限定する趣旨であり、「グルコン酸カルシウム」に係る技術方案を放棄したのか争われた。専利権者は、当該修正が内容を明確にする修正であり、修正後の「活性カルシウム」は「グルコン酸カルシウム」を含むと主張した。これに対して最高法院は、当該修正がなされた経緯（修正前の「可溶性カルシウム剤」では保護範囲が広すぎ、明細書のサ

ポートを欠くとする修正要求に応じてなされたという経緯。）、修正の際の意見陳述において専利権者が、「活性カルシウム」は「グルコン酸カルシウム」を含むと説明しなかったことを考慮し、専利権者の上記主張を退けた。

(2010)民提字第158号は、独一味<sup>49)</sup>軟カプセル製剤及びその製造方法に係る発明専利CN1255100C号の侵害訴訟である。争点となったクレーム1は、独一味抽出物の抽出方法を限定しており、特に、粗く砕いた独一味薬材を「二回煎じる」とする限定、及び「粉砕して細粉にし、200目の篩にかける」とする限定が付されている（これら限定は、出願手続きにおいて専利権者が行った修正により追加されたものである。）。このクレーム1と比べ、被疑侵害物件は、「三回煎じる」点、及び「すり碎いて細粉にする」という点において異なる。争点は、上記二つの相違点についての均等侵害の成否である。最高法院は、次の事情を考慮し、禁反言の規定（2009年司法解釈6条）を参照して、均等侵害を否定した。すなわち、まず、本件専利の権利付与手続き及び無効審判中の意見陳述において専利権者が、上記製造方法は（被疑侵害物件が依拠する）公知技術には開示されておらず、当該製法によって得られる独一味抽出物は公知技術によって得られる抽出物とは均等でないと述べたことを考慮した。また、本件専利の明細書において、「二回煎じる」方法が「三回煎じる」方法と比べて生産コストを低減できるため前者を選んだと強調されていること、また、200目の篩を用いた方法で得られる軟カプセルの内容物の混濁系が最も安定すると強調されていることを考慮した。

### 6. 4 被従属クレームの無効と「放棄」

被従属クレームが無効とされる一方、その従属クレームは（そこに付加された技術的特徴を根拠に）有効とされることがある。この場合に、

形式的には従属クレームに対する修正・意見陳述はなされていないが、(被従属クレームの無効によって)実質的に技術方案の「放棄」がなされたとして、禁反言を適用すべきかという問題がある。(2011)民提字第306号において、最高法院は、そのような場合への禁反言の適用に慎重な態度を示しつつ、なお一定の場合には適用し得る可能性を示唆した。具体的に本件では、実用新案専利CN201020282Y号のクレーム1及び2が無効審判において無効とされる一方、これらに従属するクレーム3は有効とされた。(クレーム1や2と比べ)クレーム3には次のような限定(技術的特徴G)が付加されていた:前記操舵機駆動回路版上に、一对の線上の炭素膜(図6の「81」に相当。)及び銀膜(図6の「82」に相当。)を印刷し…前記スライダ(図6の「40」に相当。)の底面上の刷子(図6の「70」に相当。)<sup>50)</sup>は当該炭素膜及び銀膜と接触している。

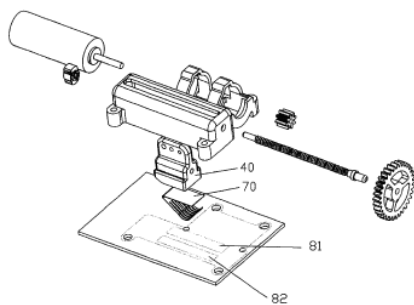


図6 本件実用新案の分解図

被疑侵害物件の対応する構成では、クレーム3の上記「銀膜」ではなく、金メッキの銅が用いられていたところ、原告は、両者が均等だと主張した。争点は、この均等の主張が、(クレーム1と2が無効とされたことを理由に)禁反言により制限されるか否かである。二審法院は、従属クレーム3が有効とされた理由は、クレーム3に上記技術的特徴Gが付加されていたことにあり、これは実質的にクレーム1を限定する修正であるとして、禁反言の適用を認めた。

これに対して最高法院は、まず、一般的な状況では、クレーム・明細書に対する修正又は意見陳述という形式のみが、禁反言の適用を導き得るとし、被従属クレームが無効とされたことをもって簡単に従属クレームの保護範囲を制限することはできないとした。そして、付加された技術的特徴Gゆえに従属クレーム3が有効とされたことをもって実質的にクレームの修正に当たるとした上記二審の判断を不当だとした。次に最高法院は、被従属クレームが無効とされただけで、専利権者が専利権の保護範囲を縮小する修正又は意見陳述によって自ら(技術方案を)放棄していない場合、禁反言の適用における「放棄」は厳格に認定しなければならないとした。その上で、従属クレームに付加された技術的特徴が従属クレームで参照されていない場合には、(被従属クレームの無効によって)当該技術的特徴以外の技術方案が放棄されたとは推定できないとした。そして本件では、クレーム3の「銀膜」がクレーム1や2において言及されていないこと、専利権者がクレームや明細書の修正・意見陳述を通して「銀膜」以外の技術方案を放棄していないことから、クレーム3に付加された技術的特徴である「銀膜」に対する禁反言の適用を否定した。

## 7. 公知技術の抗弁

専利法62条は、専利侵害紛争において、被疑侵害者が、その実施する技術が公知技術<sup>51)</sup>に属すると証明したときは、侵害を構成しない旨を規定する。侵害訴訟における専利無効の抗弁が認められていない中国において、公知技術を実施しているにすぎないと考える被疑侵害者は、この規定に依拠して、非侵害を主張することになる。

### 7.1 対比の対象

公知技術の抗弁については、何と何とを対比

するかを巡る見解の対立がある<sup>52)</sup>。一つの見解は、被疑侵害物件を専利技術方案及び公知技術の両者と比較し、被疑侵害物件が公知技術と同一かそれに近い場合には非侵害とし、専利技術方案と同一かそれに近い場合には侵害になるとする<sup>53)</sup>。この立場からは、公知技術の抗弁は、均等侵害の場合にのみ適用され、文言侵害の場合には適用されない。他の見解は、被疑侵害物件が公知技術と同一又は均等であれば非侵害であり、被疑侵害物件と専利技術方案との相互関係を考慮する必要はないとし、文言侵害か均等侵害かによらず公知技術の抗弁が適用可能だとする<sup>54)</sup>。

(2007)民三堅字第51-1号において、最高法院は、次の趣旨を述べて後者の見解を採用することを明らかにした。公知技術の抗弁の適用において必要なのは、被疑侵害物件において専利権の保護範囲に入ると主張された全ての技術的特徴が、公知技術の対応する技術的特徴と同じ又は均等か否かだけであり、被疑侵害物件が専利技術方案と同じであることによって公知技術の抗弁の適用を排除することはできない。

## 7. 2 対比の方法・内容

対比の対象に係る上記最高法院の立場を前提に、さらに、被疑侵害物件と公知技術とを具体的にどのように対比して抗弁の成否を判定するかが問題となる。この点に関して、2009年司法解釈14条は、専利権の保護範囲に入ると（権利者によって）主張された（被疑侵害物件の）全ての技術的特徴が、ある公知技術の対応する技術的特徴と同じか実質上差異がない場合に、当該被疑侵害物件は（専利法62条の）公知技術に属すると認定されるべき旨を規定する<sup>55)</sup>。

上記司法解釈の規定の意義は、(2012)民申字第18号においてより具体的に明らかとなる。第一に、被疑侵害物件と公知技術との対比の方法に関し、最高法院は次のように判示した。す

なわち、被疑侵害物件の構成のうち、専利権の保護範囲に属すると（権利者によって）主張されている技術的特徴を確定し、その技術的特徴と同じ又は均等な技術的特徴が、公知技術に開示されているか否かを判断すべきである。また、被疑侵害物件が公知技術と完全に同じである必要はなく、被疑侵害物件において専利権の保護範囲と無関係な技術的特徴は、公知技術の抗弁の成否の判定において考慮すべきではない<sup>56)</sup>。第二に、被疑侵害物件と専利技術方案との関係について、最高法院は次のように判示した。すなわち、被疑侵害物件が専利技術方案と同じ又は均等であるか否かは、公知技術の抗弁の成否とは必ずしも関係がなく、被疑侵害物件が、専利技術方案と完全に同一だが公知技術との間には相違があるという状況においても、公知技術の抗弁の成立を認めることが可能である。

## 8. おわりに

以上、専利権の保護範囲の確定に係る主要な論点ごとに、「指導的案例」において示された最高法院の判断を整理した。その内容をごく簡単に日本の実務と対照してみると、第一にクレームの内容に基づく侵害の成否判定のあり方（本稿第2章参照）について、被疑侵害物件がクレームの構成要件を全て具備する場合に侵害とされ、また均等論が採用されている点で日本と共通する。他方で、均等の要件等の各論において日本とは異なる扱いも見られる<sup>57)</sup>。第二にクレーム解釈（本稿第3章及び第4章参照）について、クレームの記載を基準とし、それを逸脱しない範囲で明細書等の資料が参酌されるという基本的な枠組みにおいて日本と共通する。他方で、「閉鎖式」等のクレームにつき特有の解釈ルールの形成がみられ、また（侵害訴訟における）プロダクト・バイ・プロセス・クレーム<sup>58)</sup>や機能的クレーム<sup>59)</sup>の解釈等、解釈基準の更なる精緻化が待たれる領域もある。第三に、



禁反言（本稿第6章参照。）について、審査や無効審判の過程で行った修正・意見陳述と矛盾する（侵害訴訟での）主張が制限され得ることは日本と同様である。もっとも、例えば権利の成立に影響しない修正に対して禁反言の適用が問題となる場合等、具体的な適用の場面では日本と異なる処理がなされる可能性がある。第四に、日本と異なり専利無効の抗弁が認められておらず、専利無効を基礎づける事情の一部（クレームの不明確性、及び公知技術の存在）については、それを直接の根拠に（専利の無効性に依拠せずに）非侵害の認定がなされ得る。

※本稿の入稿後である2014年4月に、2013年度の「指導的案例」が公表された。それらの案例については別稿を期したい。

#### 注記

- 1) 「技術方案」は、中国専利法上、発明・実用新案の上位概念として使われる用語であり（中国専利法2条）、直訳すると、「技術的な解法」を意味する。
- 2) 本稿では扱わないが、製品の形状等に係る新規な意匠も専利権の保護対象とされる（専利法2条）。
- 3) 中国では、（最高法院のものも含め）案例には一般に法的拘束力が与えられていない。本稿において最高法院の判断を「準則」と呼ぶときも、厳密に法的拘束力のある規範を指すものではない。
- 4) 各年度報告は、「最高人民法院知识产权案件年度报告（2008）」等と呼ばれ、その内容は、年度报告に掲載された判決全文とともに、（各年度の）『最高人民法院知识产权审判案例指导』と題する書籍に掲載されている。
- 5) 2010年に公布された最高法院の「案例指導業務に関する規定」の第2条は、同規定に基づき公表される案例を「指導性案例」と呼ぶ。この「指導性案例」との混同を避けるため、本文では「指導的案例」の語を用いた。「指導性案例」に係る制度の内容等については、例えば、李艶紅，比較法学，47巻，2号，27-60頁（2013）参照。
- 6) 例えば，奚晓明（主編），最高人民法院知识产权审判案例指导 第5輯，「出版説明」，4頁（2013），中国法制出版社。
- 7) 法院，法官は，それぞれ日本の裁判所，裁判官に相当する。
- 8) 法官注釈が付されているのは，具体的には，各年度の「中国法院知識産権司法保護10大案件」又は「中国法院知識産権司法保護50件典型案例」のいずれかに選出された案例である。これらの内容は，『中国知識産権指導案例評注』と題する書籍に掲載される。
- 9) 最高法院による司法解釈は，有権的な法解釈であり，各級の人民法院がその裁判において準拠すべき裁判規範をなす。司法解釈の意義，効力等については，例えば，徐行，北大法学論集，62巻，6号，102-137頁（2012）参照。
- 10) 「全面覆盖」は，直訳すると，全てを覆っていることを意味する。
- 11) 奚晓明（主編），中国知识产权指导案例评注 第4輯，143頁（2013），中国法制出版社。
- 12) 孔祥俊（主編），最高人民法院知识产权司法解释理解与适用，52頁（2012），中国法制出版社。
- 13) 郭煜，パテント，Vol.62，No.10，60頁（2009）。
- 14) 奚・前掲注11）92-93頁。
- 15) 郭・前掲注13）55頁。
- 16) 奚・前掲注11）93頁。
- 17) 2009年司法解釈7条2項。なお，2001年司法解釈17条1項も，クレームに記載の必要な技術的特徴と均等な技術的特徴により確定される範囲が，専利権の保護範囲に含まれる旨を定める。
- 18) 日本の均等論との異同を解説したものとして，郭・前掲注13）58-65頁がある。
- 19) （2010）民申字第181号。
- 20) （2012）民提字第10号において，最高法院は，後述する「閉鎖式」クレームから排除された要素を含む被疑侵害物件を，クレームされた技術方案との関係で全体として均等と認定することは，技術的特徴の均等を定める規定に反するとした。
- 21) 要件（i）の詳細な分析として，楊志敏，専利权保护范围研究，322頁（2013），四川大学出版社，及び郭・前掲注13）307-321頁がある。
- 22) 本文で触れた相違の他，クレームでは，クランク・コネクティングロッド機構が，駆動モータの動力軸と接続されているのに対して，被疑侵害物件では，クランク・コネクティングロッド機構が，駆動モータ上の減速機の動力軸と接続されているとの相違も認定された。この相違に

- ついて最高人民法院は、被疑侵害物件は、クレームの技術的特徴に基づき、減速機という一つの技術的特徴を付加したに過ぎず、両者の技術的特徴の同一性に影響を与えないとした。
- 23) 楊・前掲注21) 60-61頁。
- 24) 郭・前掲注13) 61頁。
- 25) 楊・前掲注21) 322頁。
- 26) 如何理解最高人民法院关于专利法（2001）法释字第21号司法解释（三）。
- 27) 崔国斌, 专利法, 591頁（2012）, 北京大学出版社。
- 28) 通常、「技術的特徴分解法」ないし「技術的特徴構成説」と呼ばれる。楊・前掲注21) 258頁。
- 29) 奚・前掲注6) 4頁。
- 30) 孔・前掲注12) 50頁によれば、当業者（原文は「本領域普通技术人员」とは、当該専利が属する技術領域の平均的な知識水準を有する技術者を指す。
- 31) 楊・前掲注21) 260頁。
- 32) 奚晓明（主編）, 中国知识产权指导案例评注 下卷, 705頁（2011）, 中国法制出版社。
- 33) 奚・前掲注32) 705頁によれば、当該司法解释の施行前においても、専利法59条の理解として、当該技術分野における通常理解と、明細書・添付図面における定義とが異なる場合、後者が優先すると理解されていたようである。
- 34) なお、本件実用新案において、「定位溝」と「台形溝フレーム」の左端部とが結合されることが想定されている。
- 35) 孔・前掲注12) 52頁。
- 36) 奚・前掲注32) 706頁。
- 37) 孔・前掲注12) 51頁。
- 38) 孔・前掲注12) 51頁。
- 39) 原文は「由下述重量配比的原料制成的药剂：活性钙4-8份，葡萄糖酸锌0.1-0.4份，谷氨酰胺或谷氨酸0.8-1.2份」である。
- 40) 原語は「辅料」。一般に、薬剤を服用しやすくするなどのために加えられる物質を指す。
- 41) 奚・前掲注32) 704頁。
- 42) 奚・前掲注32) 704頁。
- 43) 楊・前掲注21) 360頁。
- 44) 専利法実施細則65条2項、専利法26条4項。
- 45) 奚晓明（主編）, 中国知识产权指导案例评注 第3輯, 104-105頁（2012）, 中国法制出版社、郭・前掲注13) 64頁。
- 46) 奚・前掲注45) 104頁。
- 47) 奚・前掲注45) 105頁。同書106頁は、何らかの特定の状況下でのみ、禁反言の適用が導かれるとし、その例として従属専利の場合を挙げる。すなわち、同じ専利出願人・権利者が、基礎専利の権利付与・権利維持手続中に行った意見陳述が、従属専利に対する禁反言を構成することは可能だとする。また、出願人・権利者が他の専利の出願ないし審判手続中に行った意見陳述が、客観的な事実に関する陳述である場合、（問題となっている本件専利に対する禁反言の適用を導くことはないとしても）本件専利に関係する関連事実を証明するための証拠とすることはできるとする。
- 48) 孔・前掲注12) 52頁。
- 49) 独一味は、漢方薬等に用いられるシソ科の植物であり、止血止痛等の作用があるとされる。
- 50) 刷子（原語は「电刷」）とは、回転子と外部回路との間に通電するために摺接触を行わせる部品をいう。
- 51) 専利法22条5項によれば、専利法にいう「現有技術」とは、専利の申請日以前に国内外で公衆によって知られた技術を指す。
- 52) 奚晓明（主編）, 中国知识产权指导案例评注 上卷, 118-119頁（2011）, 中国法制出版社、郭・前掲注13) 56-57頁。
- 53) 奚・前掲注52) 118頁、郭・前掲注13) 57頁。
- 54) 奚・前掲注52) 119頁。
- 55) 本規定に関する注意事項として、孔・前掲注12) 55頁は、「専利権の保護範囲に入ると主張された全ての技術的特徴」とは、権利者が提訴時に侵害する旨主張した被疑侵害物件の技術的特徴を指し、最終的に当該特徴が専利権の保護範囲に入るか否かは、現有技術の抗弁の認定に影響しないと説明する。
- 56) JETRO, 特許権侵害の抗弁に関する中日比較調査報告書, 52-53頁（2011）は、被疑侵害物件の技術的特徴のうち、専利権の保護範囲に含まれる技術的特徴のみについて現有技術における開示の有無を検討するやり方は、専利法62条から理解されるものとは異なると指摘する。しかし、同条にいう「実施する技術」を、実施品そのものではなく、クレームとの関係で把握される技術方案だと理解すれば、指摘されるような不整合は生じないと思われる。
- 57) 例えば中国の均等論では、非本質部分性の要件が少なくとも形式的には要求されていない。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

58) (2010)民提字第158号では、独一味抽出物をその製法によって限定したクレームについて、これとは異なる製法で製造されたイ号による侵害が否定された。もっとも、本案例では、クレームに規定された抽出物とイ号との物としての同一性や、当該抽出物を構造・特性により特定することが困難である等の事情があったとの認定もなされておらず、本案例をプロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する先例と位置付ける

には慎重であるべきと思われる。

59) 2009年司法解釈4条は、機能又は効果によって規定された技術的特徴については、明細書・添付図面に記載された（当該機能又は効果の）具体的な実施方式及びその均等物を併せて、その技術的特徴の内容を確定すべき旨を規定する。

(原稿受領日 2014年2月9日)

